

## 褥瘡予防施設方針・会議、委員会指針

### 1. 目的

○当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### 2. 会議

○月1回以上開催し、検討をする

○他、必要に応じて適宜会議を実施する

○会議出席者は以下の通りとする

施設長 副施設長 看護職員 入所介護職員 通所介護職員 リハビリ職員 管理栄養士  
支援相談員

なお、各所属長の出席を原則とするが都合がつかない場合には代理でも構わない

○会議内容は文章作成し各部署へ回覧する。回覧内容は各部署で周知伝達する

### 3. 研修

○適宜褥瘡予防・対策に関する研修を行う（他研修と一体で行う場合もある）

○原則的に全職員に出席を求めるが、勤務上出席が難しい場合には、各部署で研修内容を伝達する

### 4. 対策

○褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防に努める

○発生した場合は施設長・看護師・介護士とともに委員会会議で検討し、治癒に向けた取り組みを行う

### 5. その他

○諸記録に関しては2年間保管する

○本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

### 6. 指針の閲覧

○利用者及びその家族等が閲覧できるよう、ホームページ及び施設内の所定の場所に掲示する

2024年3月20日 改定  
介護老人保健施設 ケアセンターなごみ